

証拠物検分結果報告書

平成23年5月10日

弁護人 安田好弘

第1 検分の日時・場所及び検分者

日時 平成23年3月14日

場所 和歌山地方検察庁

検分者 弁護人荒木晋之介、同石塚伸一、同小田幸児、同高橋厚至郎
同高見秀一、同中道武美、同安田好弘

第2 検分の内容

1 青色紙コップ（平成11年領第155号符号36-5）について

(1) 紙コップの色について

以下の写真のとおり、紙コップの色は薄黄色ないしベージュ色であり、青色ではなかった。



マイクロスコープ（約60倍）で検分すると、以下のとおり、白地の紙に薄黄色ないしベージュ色の染料（orインク）が付着していることがわかる。



汚れの部分は黒色と赤色であり、青色ではなかった。



(2) 鑑定に供された紙コップとの同一性について

紙コップの内側の汚れの形状は以下のとおりであった。



しかし、鑑定に供された紙コップ（甲1163）の形状は以下のとおりである。



以上を比較検討すると、色（薄黄色ないしベージュ色VS薄青色）、内側の汚れの形状（円弧の下部分に汚れVS円弧の上部分に汚れ）に重大な差があり、同一物ではないことが判明した。

2 プラスチック容器（白アリ薬剤と記載のあるもの。同年領第140号符号2953-1）について

(1) 容器の底の外表の状況は以下のとおりであった。



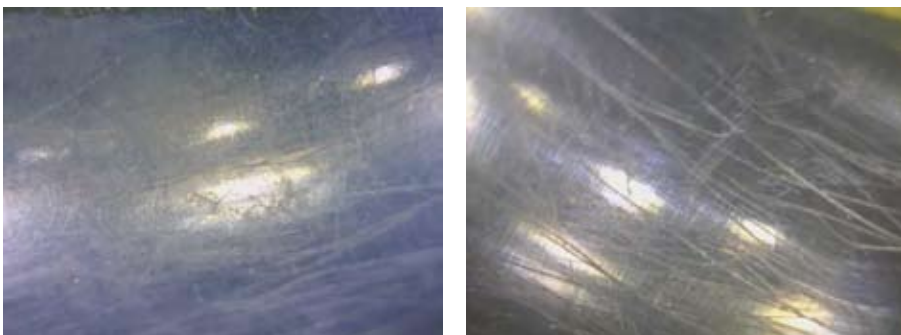
マイクロスコープ（約60倍）で検分すると、以下のとおり、微細な土砂や植物が付着していた。



(2) 容器の側面の外表の状況は以下のとおりであった。



マイクロスコープ（約60倍）で検分すると、以下のとおり、表面の全面に多数のキズがあった。



(3) 以上からすると、プラスチック容器は、屋外でかつ長期間にわたり使用されていたことが分かる。

3 その他

青色紙コップについては黒色の三角形のビニール片が1カ所、プラスチック容器には黄色の三角形のビニール片が5カ所貼られていた。



このビニール片は、確定審ではまったく存在しなかったものである。このことは、確定審以降に上記の各証拠物に対し検察官によって手が加えられてことを意味している。おそらくビニール片は、採取した場所を特定するために貼付されたものであると考えられる。

以上